○経済産業省令第五号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第八条第一項の規定に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十三日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第四一(3)ト中「別表第六(1)」を「別表第六1(1)」に改める。

別表第四六(1)に次のように加える。

リ　延長コードセットにあつては、次に適合すること。

(イ)　電線電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第２項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード又は別表第一に規定する技術上の基準に適合する同表(6)イ(ロ)ａの表に掲げるコード（単心コード及び二重被覆のコードを除く。）であつて、保護被覆を施したものであること。

(ロ)　マルチタップ、コードコネクターボディ及び差し込みプラグの寸法は別表第四６(1)ニ(ホ)ａに規定するものとする。

(ハ)　マルチタップ又はコードコネクターボディの極数、差し込みプラグの極数及び電源電線の線心数が等しくなるように構成すること。ただし、２極の差し込みプラグ、マルチタップ又はコードコネクターボディにアースリード線又は外部アース端子が付いたものにあつては極数を３とみなす。

(ニ)　電線と一体成型された差し込みプラグにあつては、主絶縁材料は次に適合すること。

ａ　コンセントとの突き合わせ面に接するプラグの外面であつて、その栓刃（接地極を除く。）に直接接する絶縁材料にあつては、ＪＩＳ　Ｃ　2134（2007）に規定するＰＴＩが400以上であること。

ｂ　栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあつては、ＪＩＳ　Ｃ　60695―２―11（2004）又はＪＩＳ　Ｃ　60695―２―12（2004）に規定する試験を温度850℃で行つたとき、これに適合するものであること。ただし、ＪＩＳ　Ｃ　60695―２―３（2004）に規定するグローワイヤ着火温度が875℃レベル以上の材料は、この限りでない。

ｃ　差し込みプラグの外郭が塩化ビニル混合物のものにあつては、栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料には熱硬化性樹脂を使用すること。

(ホ)　電線の接続部であつて、コードかしめ部、コードはんだ付部、圧着かしめ部及びねじの先端で押し締めるものにあつては、電線を接続した端子に定格電流の1.2倍に相当する電流を45分間通電し、45分間休止する操作を125回繰り返したとき、25回目の通電の終りと125回目の通電の終りの温度差が８℃を超えないこと。

(ヘ)　延長コードセットの器体には、容易に消えない方法で安全に接続することができる最大の電力又は定格電流の値を表示してあること。

別表第四６(2)に次のように加える。

ニ　延長コードセットの定格電流は15Ａ又は20Ａとし、かつ、定格電流とマルチタップ又はコードコネクターボディ及び差し込みプラグの定格電流と等しくなるように構成すること。

ホ　延長コードセットの定格電圧は125Ｖ又は250Ｖとし、かつ、定格電圧とマルチタップ又はコードコネクターボディ及び差し込みプラグの定格電圧と等しくなるように構成すること。

別表第四附表第七点滅器並びに接続器及びその附属品の項表示すべき事項の欄に次のように加える。

11　延長コードセットにあつては、コの文字

12　延長コードセットにあつては、束ねて使用することを禁止する旨。ただし、表示することが困難なものにあつてはこの限りでない。

別表第八2(86)イ(ハ)中「ソケットの」を「光源」に、同表2(86)イ(ロ)中「又はけい光ランプ」を「、けい光ランプ又はエル・イー・ディー・ランプ」に改め、同表2(86)イに次のように加える。

(ニ)　一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。

(ヘ)　光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2(86)く、(86の8)け、(86)こ及び(107)く中「通常の使用状態において、」の下に「入力調整用コントローラーを有するものは入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、」を加え、同表2(86)く、(86の4)く、(86の7)ニ、(86の8)く及び(87)くの表中アスベスト口金のものの項を削る。

別表第八2(86)ホ(イ)に次のように加える。

ｄ　エル・イー・ディー・電気スタンドであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10㎜以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。

別表第八2(86の3)中「ハ」を「ニ」とし、「ロ」を「ハ」とし、「イ」を「ロ」とし、ロの前に次のように加える。

イ　構造

(イ)　一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。

(ロ)　光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2(86の3)(86の4)中く「電圧を加え」を「電圧を試験品に連続して加え」に改める。

別表第八2(86の4)イ(ホ)中「電球」を「光源」に、同表2(86の4)イ(ヘ)中「ソケットの」を「光源」に改め、同表2(86の4)イに次のように加える。

(ト)　一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。

(チ)　光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八2(86の4)く及び(87)く中「入力端子に」を「通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものは入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものはそのまま、入力端子に」に改める。